

家屋の新增築や解体をした人は連絡・届出を

問い合わせ
資産税係

●次の場合は、連絡・届出が必要
です

▽令和5年中に完成または完成予定の家屋がある場合（車庫・納屋・物置などを含む）

▽令和5年中に取り壊した家屋がある場合（車庫・納屋・物置などを含む）

▽法務局に登録されていない家屋の売買、贈与などを行った場合

固定資産税を算出するための家屋調査が済んでいない場合は、職員が伺いますのでご連絡ください。

固定資産税は賦課期日（1月1日）に土地・家屋・償却資産を所有している人が町に納める税金です。

そのため、賦課期日（1月1日）以前に家屋を取り壊し、届け出をして

今月の税の納期

12月25日(月)までに必ず納めましょう

役場や金融機関での窓口納付、口座振替、コンビニ納付、スマホ決済アプリなどが利用可能となっておりますので、都合の良い納付方法をお選びください。

スマホ決済アプリやeL-QRまたはeL番号での電子納付を利用した場合、領収書は発行されません。

領収書が必要な人は、他の納付方法をご利用ください。



- 町道民税・固定資産税・都市計画税 【第7期】
- 国民健康保険税（普通徴収） 【第6期】
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収） 【第6期】
- 介護保険料（普通徴収） 【第6期】
- 問い合わせ／収納係

いない場合、令和6年度の固定資産税がかかる場合がありますので、ご注意ください。



水道

受益者負担金の納め忘れはありませんか

問い合わせ
業務係

下水道の利用が可能な地区に土地などを所有している人には、公共下水道受益者負担金を5年間に分けて納めてもらっています。

12月25日(月)は第3期の納期限です。納付書を確認の上、期限までに納めましょう。

また、口座振替もできますので、ご利用ください。



水道管の凍結に注意しましょう

問い合わせ
業務係

長期間家を空けることが多い年末年始や冬休みの期間は、冷え込みによって蛇口や水道管が凍結したり、破裂する恐れがあります。

外出をする時は、水抜きをして元栓を落とすなどの凍結対策を心掛けましょう。

水道管の凍結により水が出ない時は、厚岸町の指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。



来年の4月1日から

相続登記が義務化されます!

※10万円以下の過料の対象になる場合があります



司法書士 長谷川博一事務所
住所 厚岸郡厚岸町宮園1丁目200番地



52-8417